

議案第 1 1 8 号

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 25 年松阪市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 11 月 28 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 25 年松阪市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 167.5」を「100 分の 172.5」に改める。

別表第 1 中「374,000」を「375,000」に改める。

第 2 条 松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 172.5」を「100 分の 170」に改める。

附 則

（施行期日等）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。ただし、同条の規定による改正後の任期付職員条例第 8 条第 2 項の規定は、令和元年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

第 2 条 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

第 3 条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。